

議案第80号

三朝温泉多目的駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝温泉多目的駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年12月9日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝温泉多目的駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝温泉多目的駐車場の設置及び管理に関する条例（平成27年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用料金) 第17条 <u>駐車場の駐車及び利用並びに急速充電設備等の駐車場に設置した設備（以下「急速充電設備等」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）</u>については、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。 2 略	(利用料金) 第17条 駐車場の駐車及び利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。 2 略
(利用料金の徴収) 第18条 略 2 略 <u>3 前条の利用料金のうち急速充電設備等の利用に係るものについては、当該利用をした者から当該利用が終了したときに徴収する。</u>	(利用料金の徴収) 第18条 略 2 略
(使用料) 第22条 前条第1項の規定により、町長が臨時に駐車場の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するま	(使用料) 第22条 前条第1項の規定により、町長が臨時に駐車場の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するま

での間、町長は、次の各号に定める使用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において使用料を徴収する。 (1)・(2) 略 <u>(3) 急速充電設備等の使用に係るもの 町長が別に定める額</u> 2・3 略 <u>4 第1項第3号の使用料は、当該使用をした者から当該使用が終了したときに徴収する。</u> <u>5 町長は、第1項第3号の規定により使用料の額を定めたときは、これを告示するものとする。</u> <u>6 第1項から第4項までの場合にあっては、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において第19条及び第20条の規定中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「あらかじめ町長の承認を受けて定めた基準に従い、」とあるのは「別に定める基準に従い、」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</u>	での間、町長は、次の各号に定める使用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において使用料を徴収する。 (1)・(2) 略 2・3 略 <u>4 前3項の場合にあっては、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において第19条及び第20条の規定中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「あらかじめ町長の承認を受けて定めた基準に従い、」とあるのは「別に定める基準に従い、」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</u>
---	---

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。